

資料
〔講演〕

第91回法学会大会
弁護士として生きる～サラ金・ヤミ金・貧困との闘い

宇都宮健児

○宇都宮：みなさん、こんにちは。ご紹介いただきました弁護士の宇都宮です。
今、簡単な略歴を紹介していただきました。私は、今年の5月8日まで日弁連の会長をやっておりまして、9日から一弁護士に戻って、また通常の事件の相談や、それから貧困問題や多重債務問題に取り組んでおります。
日弁連会長をやっていましたけれど、先ほど上村先生のご紹介の通り、私は、法律事務所を2回も首になっておりまして、どちらかといえば最初は、落ちこぼれ弁護士だったんじゃないかと思っております。
でも、2回首になった弁護士でも、日弁連の会長になれる、そういう弁護士会は、私は素晴らしい弁護士会だというふうに思っております。
きょうお話しすることは、レジュメと資料が配付されていますので、それを見ながら聞いていただけたらと思っております。

1. 私の生い立ち

まず、私自身の生い立ちです。私は、愛媛県の東宇和郡浜町田之浜という小さな漁村で生まれたんですけど、今この東宇和郡というのは、市町村合併で、西予市、西の伊予の予と書くのですが、西予市になっているようです。

私は田之浜で小学校3年まで暮らしていました。私の父親は、7人兄弟の6番目ですので、名前を六男、六番目の男とつけられているのですね。父の下に妹さんがいまして、その妹さんの名前は七重なんです。

昔は、子だくさんで、後から生まれる子どもになると名前をつけるのが面倒臭くなって、生まれた順番の数字を名前につけたのかなと思っております。

私の父親は、20歳の頃、徴兵にとられて、10年間くらいあの忌まわしい戦争に従事をして、そして左足を負傷して、終戦後、また生まれ故郷の田之浜という漁村に帰ることになります。

田之浜は、だいたい200戸くらいの家がある小さな漁村なんです。田舎のほう

は、長男があらゆるものを相続しますので、四男であった父親には回ってくる財産は何もないんですね。それで、私の父親は、他人の畑を借りて、芋をつくったり、麦をつくったりしていたようです。

それから、櫓で漕ぐ船を私たちは「伝馬船（てんません）」と呼んでいたのですが、父は伝馬船を1艘入手し、夏の間は、伝馬船で魚釣りをして釣った魚を売って生計を立てていました。

私も小さい頃は、芋苗を植える手伝いとか、芋を収穫するときの手伝いなんかもよくしておりました。

また、父が魚釣りに行くときは、私も父と一緒に伝馬船ののって魚釣りにいきました。伝馬船を近くの海までこぎ出して、沖に出たら碇を下ろして、一晩中釣り糸を垂らして釣りをするわけです。小さな私は、12時過ぎると眠くなって、伝馬船の中でよく寝ていました。

そして、朝方になりますと、ハマチという魚を釣るんですけど、これは流し釣りで釣るんです。私が伝馬船の櫓をこぎながら、父親が釣り糸を垂らしてハマチを釣るのです。

そして、父親は釣った魚を市場でお金に換えて、昼間は家の中で寝ていましたが、私は家の前が海ですので、魚釣りから帰ったらすぐに、近所の友だちと海で真っ黒になりながら、泳いだり潜ったりして遊びました。

海で遊ぶのが飽きたら、今度は近くの山に行って、トンボやセミを捕って遊びました。小さな漁村ですけど、子どもの私にとっては、遊び場には事欠かない天国のような所でした。昔は今みたいにテレビや携帯ゲーム機みたいなものはありませんでしたけれど、自然のものを利用して近所の友だちと一緒に毎日遊びました。朝起きると「きょうは何して遊ぼうか」と、毎日が楽しくてたまりませんでした。

そのうち、私の下に2人妹が生まれまして、他人の畑を借りて芋や麦をつくったり、一本釣りで生計を立てるのは困難になりましたので、私が小学校3年のときに、漁船にあらゆる家財道具を積んで、愛媛県と九州の間にある豊後水道という海峡を渡って、向かいの大分県の国の東と書きますが、国東半島というところに父親が開拓農家として入植することになります。

田之浜を離れるときは、浜辺に私の父の母親であるおばあさんをはじめとする一族郎党や、一緒に海で遊んだり、セミやトンボ捕りをした近所の友だちが、見送りに来てくれました。そして一家で豊後水道を渡り、国東半島に入植したわけです。

国東半島は山の頂上辺りがなだらかで開墾をしやすいので、山の頂上辺りに入植しました。私達一家が入植したところには、一度は開拓を志したが断念して引

き揚げた前の開拓者が作った掘っ立て小屋のような家が残っていましたので、私達一家はその家に住みながら、密林を開墾していったのです。

だいたい私の父は、夏場は朝の4時とか5時には起きて働きはじめ、夜は7時とか8時頃まで働いていました。

ブルドーザーのような機械があれば、開墾も楽なのですが、当時はそういう機械がありませんでしたので、鋸や斧で木を切り倒して、木の根の周りを鍬で掘り起こして開墾をしていくわけです。木の根をどけると真新しい土が出てきて、そこが畑になるわけです。こういう作業を、父は毎日毎日やっていました。私はその後ろ姿を見て育ったわけです。

私は、このような父が働く姿を見て育ちましたので、早く両親を楽にさせてあげたいという気持ちを強く持つようになりました。

小学校は、山から下りたすぐ麓にあったのですが、中学校は山を三つくらい越えていかねばならないほど遠いところにありました。

私は戦後生まれなのですが、第一次団塊世代に近いのだろーと思ひます。当時は、子どもにはなんとか教育だけは受けさせたいという気持ちが、両親にあったようです。小学校の先生から、もし都会の学校に行くことが可能であれば、そうした方がよいと勧められたのではないかと思ひます。

その結果、熊本にいる母の弟のところに預けられて、熊本市内の中学校に通うこととなります。高校からは下宿をして熊本の高校に通いました。

私の両親や小学校の先生は、私に教育を受けさせたかったようなのですが、私にはプロ野球の選手になる夢があり、小学校3年生の頃からずっと野球をやっていました。

なぜそういうことを考えたのかというと、私が小学校5年頃だったでしょうか、立教大学の長嶋選手が、巨人軍に入団した際、大変高額な契約金をもらっているのですね。それから、長嶋選手と同じ立教大学の杉浦選手は、南海に入団しました。プロ野球選手になったら高額な契約金がもらえるので、親に楽をさせることができるんじゃないかと考えていたのです。

当時熊本は、九州でも非常に野球が盛んなところで、当時の巨人軍監督は川上哲治さんという人でした。川上監督は熊本工業高校出身なんです。それから広島カープの監督をやった古葉竹識さんも熊本の済々黌高校の出身です。さらに、私が小学校5年か6年のときには、済々黌高校は甲子園で優勝しているんですね。

従って、熊本に行ったときは、私はプロ野球選手になりたいという思いが強かったんです。しかしながら、私は体が小さかったので、果たしてプロ野球の選手になれるか心配でした。そこで『野球名鑑』を調べて、体が小さくても頑張っている選手がいるんだろうかと調べたら、阪神に当時名ショートで「牛若丸」と呼

ばれた吉田義男という選手がいたのです。吉田選手の身長は165センチくらいだったので、吉田選手くらいになればいいなと思って野球をやっていたのです。

今はサッカーなども人気があるのですが、当時は運動能力のある人は、ほとんど野球部に入っていました。私の通った西山中学校の野球部員も100人くらいいました。

西山中学校は地元の二つの小学校から進学するようになっていたのですが、二つの小学校で野球をやっていた生徒が中学校の野球部に入ってくるのです。野球も洗練されていて非常に上手なのです。中学生なのに身長が170cmを超えるような部員もたくさんいました。100人近くもいる部員の中で、レギュラーになるのは非常に難しいことがわかり、とうとうプロ野球選手になる夢は挫折してしまいます。

それで、しょうがないから、勉強で身を立てるしかないかと考え、勉強に力を入れることにしました。しかし、九州地方は文武両道が好まれるところがありまして、勉強だけできてもあまり褒められないのです。それで、自分でも何かスポーツをやりたいかったので、中学校の2年生から卓球部に入りました。その後、卓球は、中学、高校、大学を通じてずっとやることになります。

高校は熊本高校に入学しました。地元では「クマタカ」と呼ばれている進学校です。それから大学は東大の文科一類に入ることになります。文科一類というのは、将来的には法学部に進学するコースです。

東大の法学部では、大蔵省・通産省などの官庁や大企業・銀行に入ることを目指す学生が多くいました。当然私も東大に入るときは、将来は官僚になるか大企業に入ることを考えていたわけです。

私の家は経済的に余裕がなかったので、生活費が非常に安いだろうと思い、駒場寮に入りました。駒場寮というのは、目黒区駒場にある東大教養学部の構内にある寮で、寮費が安くて、寮食堂もありますから、生活費もあまりかからないということで、寮に入ったのですね。

ところが、駒場寮というのは、当時は学生運動の拠点になっていたところで、私が東大に入学したのが1965年、昭和40年だったのですが、当時の学生運動は、日韓条約締結反対運動をやっていました。

私自身は、あまり学生運動には関与しなかったのですが、駒場寮で生活していると、いろいろな社会問題に関する情報がどんどん入ってくるわけです。

私は高校まで卓球部に入っていましたので、東大でもすぐに卓球部に入りました。東大の卓球部は大学全体の中ではそんなに強くなかったのですが、国立大学の中では一番強いほうでした。私は、1年生の頃からレギュラーとして卓球部の活動をやりながら、駒場寮に帰ると他の寮生とさまざまな社会問題について議論

をしていました。駒場寮というのは、一つの部屋に7、8人の寮生が入っているのですが、寮生と寮生の間はカーテンでしか仕切られてなくて、ほとんどプライバシーというものがありませんでした。そこで自然と皆が集まっていろいろな議論をすることになるのです。たとえばこれからどう生きるべきか、自分たちの学んだ学問をどう活かすべきかというようなことを、みんなで真剣に議論していました。

他の寮生と議論する中で、私は、卓球部の活動には力を入れながらも、やはり大学に入ったからには、いろんな社会問題にも目を向ける必要があると考えようになりました。卓球部の部室が入っている学生会館には、運動部の部室と並んで、文科系サークルの部室もありました。卓球部の活動をする中で、部室に近い文科系サークルをやっている学生と知り合いになり、自分なりに勉強してみようと思い、いろいろな本を貸してもらいました。その中に私が弁護士を目指そうと考えるきっかけになった本が2冊あります。

卓球部の部室の近くに「部落問題研究会」の部室がありました。私は、大学に入るまで、「部落」という存在は全く知りませんでした。社会問題として部落問題があるということも知らなかったのですね。

部落問題とはいったいどのような問題なのか、本を借りて、自分も勉強してみようと思ひまして、部落問題研究会から借りてきた本が、『わたしゃそれでも生きてきた——部落からの告発』という本だったのです。

この本は、部落出身の12人の女性の手記を集めた本なんです。どの手記も感動的な手記なのですが、一番私が驚くとともに感動したのは、一番最初に出てくるうえだまさよさんという女性が書いた手記でした。うえだまさよさんは52歳で、私の両親くらいの年齢の女性でした。

うえださんの手記は、全部ひらがなで書いていました。漢字を全然使っていないのです。彼女は、家が貧乏で学校に行けなかったため、手記を書く直前まで字を知らなかったのです。同和教育の中で、うえださんは、あいうえおの字を覚えて、初めて書いた文章がこの手記だということです。

この手記の最後に、うえだまさよさんについてのコメントが書かれています。「『先生はけちい、わしだちに、たった、字を50しか教えておらんのに、これだけウンとかけちゅうたちかけようことがあるか。』とぶーんとふくれたまさよさんが、あいうえおの文字をつかって、はじめて書いた文章がこれだ。指導したのは、福岡県田川郡同和教育研究会の福田一平さん。彼は、この文章をみて、涙が出て仕方がなかったという」というコメントです。

私の両親も小学校しか出ていないのですが、字は書けるわけですよ。それで、私自身は、今の日本にまだ字を書けない人が存在しているということが、え

らいショックだったんです。

私の家もそんなに豊かではないのですが、両親は、ちゃんと学校には行っています。だけど、家が貧乏で学校に行けなかったために字を書けない人が今の日本にいるんだということに、大変な衝撃を受けました。

それから、教育問題研究会からは、『小さな胸は燃えている一産炭地児童の生活記録集一』という本を借りて読んだところ、大変感動しました。

ちょうど1960年頃、日本では石炭から石油へのエネルギー政策の転換が行われました。その結果、炭鉱がどんどん閉山、縮小されていくわけですね。その過程で、三井・三池争議などが起こるわけです。炭鉱が閉山、縮小される中で、炭鉱で働いていた労働者の仕事がなくなり失業者も出てくるわけです。

そういう炭鉱の一つである筑豊炭鉱で働く労働者の子どもたちが通っている学校の先生が、子どもたちの教育の一環として、子どもたちに生活の中で感じたことを詩や作文にして書かせたわけですね。そして、筑豊の子どもたちの詩や作文を1冊の本にまとめたものが、『小さな胸は燃えている』なのです。

この中で、小学校5年生の男の子が「どろぼう」という詩を書いているんです。当然学校では、他人のものを盗んではいけないというふうに教えられるわけですが、自分の父親から泥棒してこいと言われることを、素直に書いているのです。「芋を掘ってこい」とか、「銅線、盗んでこい」と。

自分の気持ちとしては、泥棒はやりたくない。学校の先生もそういうことは良くないと言っているから、父親に対して、「もう、どろぼうせんごとしょう」と呼びかけるような詩なのです。

このような本を読んで、私は、大学に入学するまでの自分の視野がいかに狭かったかを思い知らされました。私自身、愛媛県の田之浜という漁村で育ち、大分県国東半島の開拓農家の子どもとして大変厳しい生活を送ってきたのですが、世の中にはまだまだ私や私の家族以上に困難な状況に置かれている人がたくさんいるんだということがわかりました。

考えてみたら、国東半島の開拓農家は皆、生活は厳しいわけです。それから、愛媛県の漁村と一緒に遊んだ私のいとこや友達も、みんな農業を継いだり、漁業を継いだり、中には、中学校を卒業したらすぐに、大阪や名古屋、東京に集団就職して働いているいとこや友達も多いわけです。

そういうような人たちのことを考えた場合、自分一人が官僚になったり大企業に就職して貧乏から脱出しても、周りの人々は相変わらず苦しい生活を送っている。それでいいのかと、だんだん悩むようになるわけです。

それで、もう少し自分の生まれた階層の人たちに、役に立つような仕事はないかなと考え始めた時に、駒場寮の先輩で、岐阜の農家出身の方ですが、「俺は弁

「護士になろうと思ってるんだ」という人がいたのです。私は、初めてそのとき弁護士という職業があることを知りました。先輩の話では、弁護士というのは、大きな組織の中の一員・歯車となるのではなくて、自分の考え方に従って自由に仕事が選択できる職業だということでした。そこで、官僚になったり大企業に就職するよりも自分も弁護士を目指してみようという思いが、大学の2年生の頃から強くなりました。

3年生の秋まで東大卓球部のレギュラーとして関東リーグ戦の試合に出たのですが、3年生の秋の関東リーグ戦が終わってから卓球部を辞め、司法試験の勉強に打ち込みまして、なんとか運良く司法試験に合格することができたわけです。

2. サラ金事件との出会い

司法試験に合格し、東大法学部を中退して司法研修所に入り、2年間の司法修習を修了して、1971年に東京弁護士会に登録して弁護士になりました。

最近司法試験合格者数が増えたため就職難となり、弁護士になった途端に自分で独立して事務所を構えるような新人弁護士も出てきていますが、当時も今も新人弁護士の大半は、既存の事務所に就職をして、そこで給料をもらいながら、事務所の事件をやって弁護士としての訓練を積んでいきます。そして一方で、自分の顧客を拡大して、一定期間たったら独立をして自分の事務所を構えるという過程を辿ります。

既存の事務所に就職して給料をもらいながら働いている勤務弁護士のことを、弁護士業界では、「イソ弁」と言われています。これは、居候弁護士から出ているという説が強いようですが、中にはイソギンチャクと同じだから「イソ弁」というのだという弁護士もいました。一方、イソ弁を雇っている経営者弁護士のことを「ボス弁」と言っています。

だいたいイソ弁生活を3、4年やって独立するのが一般的なパターンだったのです。ところが、私は、最初の事務所に8年いたのです。それで、ボス弁から、「宇都宮君、他の人は3、4年で独立してるのに、あんた長いね」といわれて、事実上の肩たたきをされたのです。私は8年間、少しずつ貯金はしてはいたのですが、自分の顧客や事件がほとんど増えなかったのです。私は田舎者で人付き合いもあまりうまくなく要領もあまり良い方ではなかったのです。自分の顧客や事件が増えなかったのです。

私と同期の他の弁護士は、8年もたったら独立している人がたくさんいましたし、中にはイソ弁を雇っている弁護士もいたわけです。早く独立するような弁護士は、小学校、中学校、高校、大学の同窓会に出たり、町内会の集まりに出たり、ロータリークラブやライオンズクラブに入ったり、あるいは中小企業の社長

さんたちと一緒にゴルフに行ったりして、顧客や人脈を広げるというようなことをこまめにやっているのですね。

私は、先ほどお話ししましたような生い立ちなので、芋をつくったり、スイカつくったり、魚を釣ったりするのは得意なのですが、人付き合いがあまり得意ではなかったのです。たまに私が生まれた愛媛県の漁村や大分県国東半島の開拓農家などから、法律相談や事件の依頼があったりしたのですが、このような相談や事件の依頼だけではとても独立できません。

たまに夏休みに、国東半島の実家に帰ると、近所の開拓農家の人たちが、採れたスイカを持って来たり、私の子どものためにクワガタを捕まえて来たりして法律相談に来られることはあったのですが、とても独立できるような状況じゃなかったのですね。

それで、しょうがないので、もう1回、イソ弁の口を探そうと思って、私の所属していた東京弁護士会に相談に行ったのです。東京弁護士会の窓口で、イソ弁を探しているボス弁を教えてもらいたいと頼みました。

当時はまだ私は若かったので、弁護士会の職員が、てっきり今度司法研修所を卒業する新人弁護士だと誤解したようで、「今度司法研修所を出られる方ですか」と声をかけられたのですが、「いや、私は既に東京弁護士会に8年間も会費を払っているんです」と言ったら苦笑されました。それでもイソ弁を募集しているボス弁のリストを見せてもらい、就活をやったのですね。

東京弁護士会でもらったリストをもとにして、1軒1軒法律事務所を回り、なんとか雇ってもらえませんかとお願ひして回る就職活動をやりました。なんとか4軒目で「うん、雇ってやってもいいよ」という法律事務所が見つかりまして、2度目のイソ弁生活をやるようになるのです。これが1970年代の終わり頃なんですね。

ところが、その1970年代の終わり頃、今の学生さんたちはまだ生まれていなかったもので、あまりよく分からないかと思いますが、サラ金問題が大きな社会問題になっていたのですね。

サラ金というのは、「サラリーマン金融」の略で、今は「消費者金融」と呼ばれています。典型的なサラ金業者は、「アコム」「武富士」「プロミス」「レイク」「アイフル」といった業者です。

当時、こういうサラ金から高金利で借金をして返済困難に陥り、サラ金から苛酷な取立てを受けて、自殺や夜逃げをするサラ金被害者が急増し、大きな社会問題になっていたのです。

1970年代の終わり頃は、そういうサラ金被害者が、弁護士会の相談窓口に殺到するようになっていたのですね。

今はどこの弁護士会でも、サラ金・クレジット専門、多重債務専門の相談窓口はつくっているのですが、当時はこういう専門相談窓口がありませんでしたので、一般の法律相談センターの窓口でサラ金事件の相談も受け付けていました。一般の法律相談センターの担当弁護士は、離婚事件や相続事件、借地借家事件のような事件は受けるのですけれど、サラ金事件は、受任せずたらい回しにしていたのです。

当時、サラ金事件の相談者は1人平均20社くらいのサラ金から借りていました。多い人になると、50社、60社のサラ金から借金していました。当時はサラ金を規制する法律がなく、当時のサラ金は、現在のヤミ金とあまり変わらないような苛酷な取立てを繰り返していました。また、サラ金事件を担当した弁護士に対しても平気で暴言を吐いていました。相談者は返済が行き詰まり、サラ金業者から暴力的・脅迫的な取立てを受けているので、なんとか弁護士を紹介してもらいたいと思ひ弁護士会の法律相談センターを訪ねて来ていたのです。しかしながら、サラ金事件の相談者の多くが生活に困っていて弁護士費用も払えそうもない上に、複数のサラ金業者と交渉することも面倒臭いので、法律相談センターの担当弁護士がたらい回しをするため、サラ金事件を受ける弁護士がいなかったのです。

従って、弁護士会の法律相談センターを担当する職員も大変困り、誰かサラ金事件を受けてくれる弁護士がいなかと、探していました。

そこで、私にイソ弁を探しているボス弁を紹介した職員が、「そういえば1人、暇な弁護士がいますよ。」「8年もイソ弁をやったが首になって、2回目のイソ弁先を探しに来た弁護士がいる。田舎から出てきた人のようであり人がよさそうだし、自分の事件もあまりなさそうだから、宇都宮さんならサラ金事件を受けてくれるのではないか。」と、法律相談センター担当の弁護士会の職員に話したのですね。

それはいい弁護士を見つけたというので、東京弁護士会の法律相談センター担当の職員が、私のところに誰も受けたがらないサラ金事件を回してくるようになったのです。

私は、サラ金事件を全くやったことがありませんでしたが、自分の事件がなく暇な弁護士だったので、どんな事件でも紹介してもらいたいと思ひ、サラ金事件を受けることにしたのです。

ところがサラ金事件の処理方法が分かりませんので、私は、同僚の弁護士や先輩の弁護士に電話をかけまくって、「サラ金事件を引き受けたが処理方法がわからない。サラ金事件の処理方法を教えてもらえないか」と訊いたのですが、誰もやったことがないというのです。

サラ金事件の相談者の中には、サラ金業者から厳しい取立てを受け、手首を切ったり睡眠薬を大量に飲んで自殺を図ったような人もいて、相談者の多くが心なしか、頬がこけて、顔が青白くて、目が充血していました。

相談者は10社、20社、多い人は50社、60社のサラ金から借りていました。

同僚や先輩の弁護士に聞いてもサラ金事件の処理方法がわからなかったので、とりあえず相談者と一緒にサラ金の店舗を1軒1軒回ることになりました。サラ金の店舗は、新宿や池袋といった繁華街に多かったのですが、相談者と一緒にサラ金の店舗に行き、「私がこの人の代理人になったから、どうか本人や家族に対する取立ては止めてもらいたい。なにか問題があったら、私のほうに連絡してもらえませんか。それから、おたくはこの人にいくら貸して、いくら返してもらったのか、取引明細書を出してもらえませんか。」というような要請をしたのです。

そうすると、当時はサラ金に対する規制法などはありませんので、弁護士なんか何とも思っていないという態度を取るわけです。「弁護士なんか関係ない。弁護士がついても、直接取り立てるからな。それから、明細書なんか出す義務はない」とサラ金の社員が答えるので、「本人への直接取立ては止めて下さい。明細書を何とか出してもらえませんか」というような交渉をやったわけです。

サラ金の中には、弁護士が依頼者と一緒に店舗まで来るのが非常に珍しかったようで、池袋のあるサラ金業者からは、「宇都宮さん、あんた若いけど、将来見込みがある。うちの顧問になってくれないか」と声をかけられたことがありました。双方代理は弁護士が一番やってはいけないことですので、私は借金をしている人の代理人ですので、顧問にはなれませんがと断る一方で、とにかく本人や家族に対する取立ては止めてくださいと要請しました。

そうすると、翌日から事務所にサラ金の電話がひっきりなしにかかってくるわけです。「ボケ、カス、この野郎、宇都宮おるか」というようなサラ金の電話なんですね。そして、「お前代理人なら早く金払え。金も払えないなら、すぐ代理人を下りろ。俺たちが直接取り立てる」というような電話がバンバンかかってくるわけです。

弁護士がつくと依頼者に直接取り立てに行くサラ金はだんだん少なくなるわけですが、弁護士がついても、依頼者のところに取り立てに行くサラ金もいました。夜中の12時頃、よく依頼者から電話がかかってくるんですね。「先生、今、サラ金の社員が取り立てに来ています。子どもが怖がって寝られないんです。なんとか追い返してください」と言うのですね。

それで、「じゃあサラ金の社員を電話口に出してもらえますか」と伝え、サラ金に社員に対し、「こんな夜遅く取り立てに来るなんて人権侵害じゃないですか。帰りなさい」と要求しても、サラ金の社員は、「金払えばすぐ帰ってやるよ」と

うそぶいているわけです。それで、帰れ、帰らないとやり合って、やっと撃退してほっとするのもつかのま、朝6時頃、また依頼者から電話がかかってくるんです。「先生、今度は違うサラ金です」というのですね。「これから朝食を用意しなければいけないので、早く追いつけてもらえませんか」というので、またサラ金の社員とやり合うわけです。そういうことが連日続くわけです。

サラ金の社員の中には、「俺たちだって好きこのんで取り立てに来てるんじゃない。店長から、金取ってくるまで帰るなと言われてるんですよ。先生がそんなこと言うなら、店長と話をつけてください」というのですね。それで、「じゃあ店長の電話番号を教えろ」と言って、店長に対し、「なんですか。こんな朝っぱらから社員を取り立てに寄越して人権侵害じゃないですか」と抗議するわけです。そして、「とにかく社員を帰らせてくれ」と交渉して、やっとサラ金の社員を帰らせたなら、サラ金の社員がお礼の電話をかけてくるんですね。「先生、ありがとうございます。やっと帰れました」と。

相談者は、最初相談に来た時は、目が充血して、顔色が悪くて、頬がこけたような感じだったんですけど、弁護士がつくと精神的に安心するのと、弁護士事務所にサラ金から電話がかかってくる分、相談者のところにかかる電話が徐々に少なくなり、だんだんサラ金の取立てが和らいでいくので、2、3週間後に打ち合わせのために相談者に会ったら、相談者の顔色もよくなって、心なしか頬がふっくらしてきているのですね。

このようなことを経験して、これは大変な事件を引き受けてしまったなと思いました。しかし一方で、サラ金事件は、相談者の命、相談者の家族の生活がかかっている事件だと思い、すごくやり甲斐を感じるんですね。それから、現在も当時もそうですけど、サラ金事件の相談者は中高年の人が多いので、私の両親の年齢くらいの方が相談に来るわけですよ。東北の農家出身で東京に出稼ぎに来ていた人の相談を受けたこともあります。

サラ金事件の相談者の相談を受けていると、国東半島の開拓農家として毎日毎日朝から晩まで働いている両親の顔とサラ金事件の相談者の顔がだぶって見えるようになり、ますますサラ金事件にやり甲斐を感じるわけです。

現在は法律でサラ金業者の取立行為の規制が強化されていますので、ひどい取立てはなくなってきていますが、当時どういう取立てが行われていたのか、テープを持ってきましたので、皆さんにお聞かせします。

一つは商工ローン業者日栄（現ロプロ）の社員の取立てのテープです。きょうの資料の9ページに恐喝未遂罪で私が告発したテープです。当時、日栄というのは、朝から晩までテレビでコマーシャルを流していた商工ローン業者です。その社員の取立てです。

○業者：また戻ったな、おい。

○男性：だってしょうがないもん、できないものは。

○業者：できねえじゃなくて、つくらん……

できねえっていうのは、お前、……全部売ってや、え？ 家財道具全部売っばらって、家も売って。

○男性：そんなの。

○業者：売れ。ほんまに。あんたの腎臓も肝臓もな、目ん玉も全部売ってなにもないと、そこまで言わんか、それで金ができねえって、こっちは見逃してやるわ。なあもせんで、家もつとる、家も買つとる、服着とるやないか。電気もついとるやろ。こうやって電話で話しとるやないけ。なにが金できんじゃ、ふざけんなおっさん。え？

○男性：とにかく法廷に出してください。

○業者：法廷の場？ なんも言われんでも出すが。

○業者：え？ 金つくれなきゃ腎臓一個売れ。お前、二つ腎臓持つとるやろ。うちの債務者、腎臓一個しかねえやつ多いねんぞ。こら、一個売れよこら、300万くらいで売れるわ。目ん玉一個売れや、100万くらいで売れる。

そんなくらいやって金ないんじゃこっちも誠意認めたる。なにもしとらんやないか。できん、できんって。家もある、服も買つとる。どういことや。金つくらんか、さっさと。

○宇都宮：これはちょっと聴き取れたか分からないですけど、金ができないなら腎臓とか肝臓とか目の玉を売れと言っているのですね。一部上場企業の社員がこういう酷い取立てをやっていたわけです。

それから、これはヤミ金の取立てテープです。2000年頃のヤミ金の取立てとというのは、70年代の終わり頃、私が相手にしていたサラ金の取立てと似たり寄ったりなので、そのテープをお聞かせします。

○女性：100万ですか。これ、どこの分だか。

○業者：お前、こら、なんでぼけて話、しよるんかって。あ？ お前、この前払うって言うたんやないか、こら。おい、それを旦那がおらんとか、訳の分からんこと言いやがってよ、お前。あん？ 違うんかって、お前。なあ。そんなん知りたいんやったら、6万円払ってみんか。そしたら教えたるわ。

○業者：あ？ もしもしよ。

○女性：はい。

○業者：いいか？ どこの分か知りてえんやったら6万円払えや、そしたら教え

たるわ。

○女性：今すぐ払えと言われてもちょっと。

○業者：いいよ、お前、どうせ払う気なんかさらさらないんやろうが。あ？……●●●のところからきっちり取ってやるけん、指加えて待ってけよ、お前。

○女性：払わないといっているわけじゃ……

○業者：お前、払わないやんか、こら。お前払わんやないか、貴様。お前、先月なんちゅうた？ こら。お前、1月の25日くらいに電話口でなんて言うた？ お前。「旦那が帰ってきません」と言わなかったか、こら。おい。

○宇都宮：こういうような酷い取立てを、1970年代の終わり頃のサラ金は、後に一部上場企業となるサラ金でもみんなやっていたわけですね。

このようなサラ金の苛酷な取立てにより、自殺や夜逃げが多発していたのです。

私は自分が特別度胸があるとか、特別勇気がある人間ではないと思っていますが、サラ金事件の相談者があまりにもかわいそうであり、私がサラ金事件から手を退いてしまうと、サラ金の取立てが直接相談者や相談者の家族に向かうことになるので、相談者やその家族の生活を何とか守らねばならないと思い、相談者から背中を押されるような感じで、サラ金業者と対決するようになったわけです。

そうすると、弁護士会の職員は、いい弁護士が見つかったと思って、どんどん私にサラ金事件を回してくるわけです。相談者が1人や2人ならまだいいんですけど、10人ものサラ金被害者の事件を受けると、1人平均20社として、200ものサラ金の店舗を回り、200ものサラ金業者と電話で交渉しなければならない。そこで、私一人ではとても身が持たなくなり、私の所属していた東京弁護士会で、一般の法律相談センターと別個にサラ金専門の相談窓口をつくる活動を始めることになるのですね。

そして、サラ金事件の相談担当となった弁護士は、お互いにたらい回しは止めよう、相談者から「お願いします」とサラ金事件を依頼されたら必ず事件を受任するというルールを決めて、サラ金専門の相談窓口を1980年2月にスタートさせることになりました。

サラ金専門の相談窓口をスタートさせたら、相談者が殺到することになりました。ところが一方で、サラ金事件の相談担当弁護士がまだまだ少なかったので、その日のうちにサラ金事件の相談を全て処理することができなくなり、だんだん予約制になっていくのです。だんだん1週間先、2週間先の予約となり、ピーク時は、3カ月くらい先じゃないと相談が受けられなくなってしまいました。

ところが、サラ金の返済日は毎月月末に来ますから、2カ月、3カ月先に予約した相談者は、相談予約日当日にほとんど来ないのですね。弁護士会から連絡を取っても、みんな夜逃げしたために、相談者と連絡が取れなくなっているのです。

そのうちに弁護士会の周りに人相の悪そうな男がうろつくようになりました。弁護士会の職員が、「先生、なんか変な男がうろついてます」というから、「どういふ人が調べといて」といって調べてもらったら、「ダフ屋」なんです。

ダフ屋が、自分の手下をサラ金事件の相談者に紛れ込ませて、相談の予約を取り、その予約の券を、弁護士会に来たサラ金事件の相談者に、10万、20万で売り付けていたのです。

サラ金事件の相談者は、早く相談を受けられたら夜逃げしなくて済むことになりますから、相談の予約券をダフ屋から買っていたわけです。

ダフ屋が登場するというとんでもない事態となったので、私達は、なんとかサラ金事件の担当弁護士を増やさねばならないと思い、「サラ金苦で自殺」「サラ金苦で夜逃げ」などと報道している新聞記事を貼り付けたポスターをつり、サラ金事件の相談担当弁護士の募集をしましたが、なかなか担当弁護士が増えませんでした。

サラ金事件の処理方法については、研究会を開催し、マニュアルなどもつくり徐々に改善していったのですが、多くの弁護士がサラ金事件の担当者になりたがらないのは、サラ金事件の相談者から弁護士費用を支払ってもらえるかどうか不安に思っていることが一番大きなネックになっていることが分かってきました。弁護士はボランティアじゃないですから。

私がサラ金事件を受任すると、サラ金業者に私が代理人になったことを伝えます。そうするとサラ金の取立て電話は弁護士事務所に来るようになり、相談者への取立ては徐々に和らいでいきますから、相談者の生活が改善されるわけです。

そして、相談者の収入の中から、生活費として必要な分を除いた3万円とか4万円を、毎月用意してもらって、その中の一部、5千円とか1万円を、弁護士費用として分割でもらいます。あと、残りについては、サラ金と交渉して、和解金の分割払い金に充てたり、場合によっては、破産申立ての費用として積み立てることになるわけです。このようにして弁護士費用を分割払いでもらうことにすれば、サラ金事件の相談者も十分弁護士費用を支払うことが可能になります。

サラ金事件の相談者から弁護士費用を支払ってもらえるか不安に思っている弁護士が多かったので、私は、東京弁護士会の講堂で、「サラ金事件の相談者からどうしたら弁護士費用がもらえるか。」という講演をやったのです。

そうすると、東京弁護士会の講堂が弁護士で満杯になりました。東京には、東

京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の三つの弁護士会があるのですが、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会所属の弁護士も、たくさん私の話を聞きにきまして、講演会は立ち見が出るくらい盛況となりました。

講演では、私の経験を踏まえて、サラ金事件の相談者は、サラ金に借金を分割で支払っている、だから、弁護士費用だって、分割払いでいいのではないかというような話をしたんです。私としてはたいして難しい話をしたつもりではなかったのですが、私の講演が終わったらたくさんの方の弁護士から握手を求められました。中には、大変感動しました、目からウロコが落ちましたという弁護士もたくさんいました。

なぜそんなことで多くの弁護士が感動したのかというと、弁護士の業界では、それまで事件を受けるときの着手金や事件処理が終わった後の報酬金と呼ばれる弁護士費用は一括で受領するというのが一般的な慣行となっていたのですね。

離婚事件や相続事件などを受任すると、着手金を一括で受領する、事件が終了すれば報酬金を一括で受領する、そういうことが当たり前になっていたので、弁護士費用を長期の分割払いで受領するという発想がなかったのですね。

ところが、よく考えてみたら、弁護士費用を一括で払えるくらいなら、相談者はサラ金から借金しないわけですよね。サラ金事件の相談者に対して、着手金を一括で用意しなさいということは、事実上サラ金事件の受任を断ることにつながるのです。

だけど、弁護士がサラ金事件を受任すれば、弁護士が衝立となってサラ金業者の取立てを防ぐことにより、相談者の生活が改善され、相談者は毎月の収入の中から生活費を除いた分を、月々の返済分として支払えるようになります。そしてその中の一部を弁護士費用として支払ってもらうようにすれば、十分弁護士費用の支払いができるということなのです。

もともとそういう発想がなかったということが、それまでの弁護士業界の問題でもあったのです。

私がこの講演をした後、どんどんサラ金事件の担当者が増えました。現在、東京にある三つの弁護士会が運営するクレジット・サラ金専門、多重債務専門の相談センターには約1,400人くらいの弁護士が担当弁護士として登録されています。現在では、今日電話すれば、明日にでもすぐに相談を受けられる体制が出来あがっています。

私が弁護士費用の分割払いについて講演した後、サラ金事件の担当弁護士が増えたので、弁護士会は、頼りになる弁護士が見つかったということで、ますます私のところにサラ金事件の相談者を回してくるようになるわけですね。

そして、サラ金事件を1件受ければ、10社、20社のサラ金業者から、「ボケ、

カス、この野郎、宇都宮はおるか」という電話がかかってくることになるわけです。伊ソ弁先の法律事務所の事務員さんもサラ金業者からの電話を取ることもあるわけです。

2度目の伊ソ弁先というのは、中小企業の顧問先をたくさん抱えていましたから、ぱりっと背広を着た中小企業の社長さんや総務部長、総務課長などが相談に来ていたわけです。

ところが、私のサラ金事件の相談者は、なんとなく生活に疲れたような相談者が多く、そのような相談者のサラ金事件を受けると、10社、20社のサラ金業者から、罵詈雑言の電話が事務所にかかってくることになるわけです。そして、とうとう2度目のボス弁からも、「宇都宮君、ちょっとお話があります」と、また肩たたきをされるのですね。「あなたは、ずっとこの事務所に残ってもらってもいいが条件が一つある。あの品の悪いサラ金事件から手を退いてくれないか」ということを言われたのです。

ところが、私はその頃、サラ金事件は人の命にかかわるような重大な事件なので是非サラ金事件の担当者になってほしいと他の弁護士に呼びかけていましたので、とても一抜けたとは言えない立場になっていたわけです。他の弁護士に呼びかけておいて、自分が一番先に抜けるのは、卑怯者になりますから。

それで、今更サラ金事件から手を退くことができませんので、「長い間お世話になりました」ということで、2度目の伊ソ弁事務所も4年で辞めることになるわけです。

結局私は、12年間伊ソ弁をやって、13年目にやっと独立をすることになるのですが、独立をしたといっても、特別展望があったわけじゃないんですね。

自分の手持ち事件としては、サラ金事件しかなかったのも、サラ金事件だけで事務所経営がやっていけるかどうか不安でした。そのため、もし事務所がやっていけなかったら、自分は性格的に弁護士に向いていなかったんだと諦め、私は農家の長男なので、国東半島に帰って、みかん農家の跡でも継ごうかと考えていたのです。

私が独立したのは、1983年4月なのですが、その年の11月1日から、「サラ金規制法」(貸金業規制法と出資法の改正法)という法律が施行されることになりました。この法律は、私達が運動して、立法化した法律です。

ある出版社の社長さんから頼まれて、『サラ金地獄からの脱出法』というサラ金規制法の解説本を書いたところ、この解説本がよく売れて、その本を見て私の事務所にサラ金事件の相談者がたくさん来るようになりました。1人1人の相談者からは、着手金として毎月5千円とか1万円を分割払いで支払ってもらっていましたが、たくさんサラ金事件を取り扱うことによって、事務所の経営が成り

立つようになったのです。

3. 「サラ金三悪」を規制する立法運動に取り組む

サラ金事件に取り組む中で、弁護士会の相談窓口や法律事務所にとどり着けないサラ金被害者がたくさんいるということが分かってきました。だいたいサラ金（消費者金融）の利用者は、今でも1,500万人くらいいるのです。

当時、サラ金利用者のうち、数百万人が多重債務者となり返済困難に陥っていました。しかしながら、そのうちの2割位しか弁護士会などの相談窓口にとどり着けていませんでした。今もそうですが、学校教育ではサラ金の返済に困ったとき、どこに相談すればいいかということをきちんと教えていないのです。

当時は、テレビでサラ金のコマーシャルがたくさん流されており、地方都市の駅前にはサラ金の看板であふれていました。このようにお金を借りる情報はあふれていたのですが、お金を借りて行き詰まったときどこに相談すればというような情報は、あまり流されていなかったわけです。

そこで、弁護士会や弁護士事務所に相談に来る相談者だけでなく、相談に来られない数十万、数百万のサラ金の被害者、多重債務者を救済するには、法律を変える必要があると考えました。特にサラ金の「高金利」「過剰融資」「苛酷な取立て」の「サラ金三悪」を規制する必要がありました。そこで、弁護士、司法書士、学者などが「全国サラ金問題対策協議会」（現在の「全国クレジット・サラ金問題対策協議会」（略称「クレ・サラ対協」））という団体を結成し、また、サラ金被害者が集まって「全国サラ金被害者連絡協議会」（現在の「全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会」（略称「被連協」））という団体を結成し、サラ金を規制する立法運動をやりました。そして、前述したサラ金規制法が1983年4月28日に成立して、11月1日から施行されることになるのです。

きょうの資料の5ページに金利規制の立法についての説明資料がありますので、そこを見ていただけたらと思います。

サラ金の被害で一番の問題は、高金利による被害です。日本では、金利規制法としては、出資法と利息制限法という法律があります。出資法は、1954年に制定された法律で、これ以上の金利を取ると処罰をするという刑罰金利の上限を定めている法律です。なお、出資法では、金利規制以外に不特定多数から高金利を謳ってお金を預かることも禁止しています。

私が1回目にイソ弁を首になって、サラ金事件に取り組み始めた頃は、出資法の上限金利は年109.5パーセントでした。

だから、当時のサラ金業者の多くは、年100パーセントくらいで貸し付けていたわけです。年100パーセントだと出資法で処罰されないからです。

利息制限法は、明治時代1877年（明治10年）に制定された法律で、その後大正時代1919年（大正8年）に制限金利が改正されています。さらに戦後1954年（昭和29年）に再び制限金利が改正されて現在の制限金利になるのです。

利息制限法には、制限金利超過部分は無効になるという規定があるのですが、違反しても罰則がないのです。そのため、サラ金業者は、利息制限法に罰則がないので、罰則のある出資法の上限金利だけを守るわけです。そうすると、サラ金業者の貸付金利は、年100パーセント前後に張り付くことになります。

1983年に制定された「サラ金規制法」では、徐々に出資法の上限金利を下げていく出資法の改正が行われました。

それから、サラ金規制法では、新たに「貸金業規制法」が制定され、この規制法によって、貸金業を始めるには、貸金業の登録が必要になったのです。それまでは、誰でもサラ金を始めることができたのですが、貸金業規制法によって無登録営業は禁止され、違反すると処罰されることになりました。

それから、貸金業規制法では、サラ金の悪質な取立てを禁止する「取立規制」が導入されました。この取立規制により、夜9時以降、朝8時以前の取立ては禁止されました。また、ドアに貼り紙をしたり、多人数で押し掛けたり、大声をあげたり、乱暴な言葉を用いたりする取立行為が禁止されました。

さらに、弁護士が代理人となりサラ金業者に事件受任の通知をした後は、直接債務者本人への取立てをすることが禁止されました。

従って、サラ金規制法が施行された1983年11月1日以降は、弁護士が書面で受任通知を出すだけで、50社だろうが80社だろうが、全てのサラ金業者の取立てがぴたっと止まるようになったのです。

1983年の11月1日以前は、ほとんどのサラ金業者が、私の事務所に「ボケ、カス、この野郎、宇都宮、おるか」というような乱暴な電話をかけてきていました。

ところが、11月1日過ぎたら、「宇都宮先生、いらっしゃいますか」というような電話に変わりました。この時、私は、法律の力の偉大さを肌身で感じました。

ただ、このときの法改正では、出資法の上限金利は年40.004パーセントまでしか下がりませんでした。その後、先ほどの「腎臓売れ、肝臓売れ、目ん玉売れ」という取立て事件に象徴される商工ローン問題が大きな社会問題になったときに、出資法が改正され、上限金利が年29.2パーセントまで下がることとなります。しかしながら、それでも利息制限法の制限金利との間のグレーゾーン金利が残ったわけです。

ヤミ金融の取立ては、先ほどのテープがありますし、きょうの資料の中に、ヤ

ミ金融の取立て電報が入っていると思います。資料の10とか11は、ヤミ金融の取立て電報です。

無登録の金融業者または登録の有無にかかわらず出資法の金利規制に違反して超高金利で貸し付ける金融業者のことを「ヤミ金融」と言います。2000年代の初め頃からヤミ金融が爆発的に増えてきます。ヤミ金融は、だいたい年1,000パーセントから年10,000パーセントの超高金利で貸し付け、暴力的・脅迫的取立てを繰り返します。

「トイチ業者」という金融業者は、よく漫画やテレビドラマ、映画などに出てくるので、聞いたことがあるかと思います。トイチというのは、10日で1割の金利で貸すから、トイチ業者というのですね。『ミナミの帝王』という漫画は、このトイチ業者を主人公にしています。10日で1割ということは、10日で10パーセントですから、年365パーセントということになります。当然出資法違反で犯罪ということになります。このような犯罪者を主人公にした漫画や映画が作られているわけです。

したがって、トイチというのはヤミ金ですが、2000年代の初め頃、われわれが相手にしたヤミ金は金利が10日で4割とか、10日で5割が一般的でした。年利に直すと、「トヨン」は年1,460パーセント、「トゴ」は年1,825パーセントです。中には1日20割の金利を取るヤミ金業者もいました。1日200パーセントです。年利に直すと7万3000パーセントになります。

ヤミ金業者は、多重債務者や商工ローンの被害者、自己破産者などをターゲットにして、ダイレクトメールを送り付けたり、融資勧誘の電話をして、融資をしていくわけです。つまり、返済資金に窮した多重債務者や自己破産者をターゲットにして、貸し込んでいって暴力的・脅迫的な取立てをやっていたのです。こういうヤミ金業者についても、2003年7月25日に成立した「ヤミ金対策法」で厳しく規制されるようになりました。

最後に、出資法と利息制限法の間グレーゾーン金利が残りました。年29.2パーセントと年20パーセントの間の金利です。この当時は、大手サラ金業者であるアコム、武富士、プロミス、レイク、アイフルなどは、一部上場企業となっており、経団連のメンバーにもなっていました。そして、朝から晩までテレビのCMで宣伝をしている、そういう状況だったのです。

当時の大手サラ金は、銀行から年2パーセントくらいで資金を調達して、年25パーセントから29パーセントくらいで貸し付けていましたので、貸せば貸すだけ儲かっていたわけです。一方で、多重債務者が増えて、多重債務を原因とする自殺とか夜逃げがなくなりませんでしたので、出資法の上限金利をさらに引き下げ、グレーゾーン金利を撤廃する抜本的な改革が必要であるということになり、

2006年12月の貸金業法改正になるわけです。

このときは、日弁連も「上限金利引き下げ実現本部」を設置し、私が本部長代行になって金利引き下げ運動に取り組みました。

そして、消費者団体や労働団体にも呼びかけて、全国民的な高金利引き下げ運動を行いました。署名運動では、340万人の金利引き下げ署名を集めて国会に提出しました。また、地方議会における金利引き下げ決議採択運動では、43都道府県議会、1,136市町村議会で金利引き下げ決議が行われました。

当時は自公政権で、小泉さんが総理大臣をやっており、「小泉・竹中路線」とも呼ばれていますが、あらゆる規制を緩和・撤廃して経済を活性化させるという新自由主義・市場原理主義的な政策がとられていました。

当然、サラ金業界は金利引き下げに対し猛烈な反対運動を行いました。サラ金業界は、政治団体を結成して、与野党の国会議員に対し政治献金を行うなどして国会議員に対する働きかけを強めていました。それから、このときは、アメリカ政府も金利引き下げに反対しました。なぜかというと、当時レイクというサラ金は、アメリカのGEグループ（ゼネラルエレクトリックグループ）に買収されたアメリカ系のサラ金になっていました。また、CFJはユニマットとかディックファイナンスとか、アイクという会社の統轄会社ですが、アメリカのシティバンクという銀行系のサラ金だったわけです。

アメリカ系のサラ金も金利を引き下げると儲けが減りますので、ブッシュ政権を通じて、駐日大使に自民党や金融庁に金利引き下げ反対の働きかけをさせていました。

それから、当時は、大手サラ金は、一部上場企業になっていましたので、アメリカの投資ファンドグループが大手サラ金の株を買って、運用していました。そこで、アメリカの投資ファンドグループも、金利が引き下げられるとサラ金の利益が減り、サラ金の株価が暴落するので、ブッシュ政権や日本政府に対し、金利引き下げ反対の働きかけを行っていました。

アメリカは反対する、サラ金業界は反対する、与野党の国会議員の中にもサラ金業界寄りの国会議員が多数いる中で、金利引き下げを求める全国民的運動が大きく盛り上がったので、出資法の上限金利を引き下げ、グレーゾーン金利を撤廃し、利息制限法の制限金利を超える貸付けを禁止するという金利規制の強化と、年収の3分の1を超える貸付けを禁止するという総量規制の導入を主な内容とする画期的な貸金業法改正が実現できたのです。

私は、1970年代の終わり頃から立法運動に取り組む中で、私の生きている間には出資法の上限金利と利息制限法の制限金利との間のグレーゾーン金利は縮小させることができても、なくならないのじゃないかなと思っていました。貸金業法

の改正をやってもやっても、少しずつグレーゾーン金利が残っていくわけです。

ただ、2006年の貸金業法改正の時は、金利引き下げ運動が全国的な運動に広がっていったので、私達の運動が世論を変えて、政府与党の中でも金利引き下げ派が多数派になったのです。

2006年12月に成立した改正貸金業法は、金利規制と過剰融資規制を抜本的に強化しました。改正貸金業法が2010年6月18日に完全施行された結果、まず象徴的なのは、サラ金業界最大手の武富士と商工ローン大手のSFCG（旧商工ファンド）が倒産したことです。そして、サラ金業者、商工ローン業者などの高利貸金業者が軒並み営業不振に陥り、登録貸金業者数が激減してきています。

改正貸金業法完全施行後は、貸金業者は、もう利息制限法を超えた貸付けができなくなりました。改正貸金業法の完全施行を巡っては貸金業界寄りの国会議員が動いて、完全施行を先延ばしする動きがありましたが、私達はこういう動きにきちんと反撃をして、完全施行させることができました。

改正貸金業法が2010年6月18日に完全施行されて、本当によかったなと思っていることは、翌年の2011年3月11日に東日本大震災とこれに伴う原発事故が発生するわけです。

実は、今から17年前、1995年1月に阪神淡路大震災が発生し、このときも、多くの死傷者が出ているわけです。このときは、被災者が住んでいる仮設住宅にサラ金の取立てが横行しているんです。家を失い、仕事を失って、生活苦に陥った被災者が、サラ金から借金したり、あるいは、既にサラ金を利用した被災者もいて、仮設住宅でサラ金の取立てが横行したのです。

改正貸金業法が完全施行されていた結果、東日本大震災や原発事故の被災者・被害者が住んでいる仮設住宅にサラ金の取立てやヤミ金の取立てが横行しているという話は聞きません。震災の被災者や原発事故の被害者の多くは生活に困窮していますから、高利金融業者のターゲットになりやすいのですが、完全施行された改正貸金業法により高金利が規制されていますので、高金利の被害だけは発生していないということです。この意味で改正貸金業法が東日本大震災・原発事故の前に完全施行されていてよかったかなと思っているのです。

4. 多重債務問題の背景にある貧困問題に取り組む

ところで、私たちは、サラ金三悪である高金利・過剰融資・苛酷な取立てを規制すれば、多重債務問題は解決するんじゃないかと思っていたのですが、だんだんそれだけでは不十分であると考えようになりました。多重債務者がなぜサラ金やクレジットを利用するのかというと、大半は低所得、生活苦、失業、病气、給料の減少などが理由です。

つまり、貧困であるが故にサラ金・クレジットを利用せざるを得なくなっているのです。資料の16ページに、日弁連が定期的に調査している自己破産事件の統計があります。

破産原因をご覧になったら分かりますように、破産原因の圧倒的多数が、低所得、生活苦、給料の減少、病気、失業なんですね。

このように、貧困の問題を解決しない限り、多重債務問題は根本的な解決にはならないんです。そこで、クレサラ問題・多重債務問題に取り組んできた弁護士や司法書士、被害者団体などは、貧困問題の取り組みが必要だと考え、最近では貧困問題に対する取り組みを強化するようになっていきます。

きょうの資料の18にあるように、私達は、2007年に自殺の名所となっている青木ヶ原樹海に自殺防止の看板を設置する取り組みを始めました。

日本の自殺者数は、1998年から年間3万人台になって、昨年も3万人を超えていますから、14年連続3万人を超えているわけです。その中で、多重債務や貸金業者の取立てを苦にして自殺をする人も大変多いわけですね。

このため、自殺の名所となっている青木ヶ原樹海に、「借金問題は必ず解決できます」という自殺防止の看板を設置する活動を始めたわけです。

資料の20は、この看板を見たり、看板設置に関する報道を見て、今年(2012年)の4月までに2万人を超える人たちが電話をかけてきています。また、100人を超える人たちが、自殺を考えて青木ヶ原樹海に入ったが、この看板を見て、電話をかけてきています。

それから、当時は、年間約10万人の多重債務者が多重債務や貸金業者の取立てを苦にして夜逃げをしていたのです。

弁護士会などの相談窓口にとどりつけば、貸金業者の取立てを止める手段があるのですが、弁護士会などの相談窓口などを知らないがために、貸金業者の取立てを恐れて夜逃げをしているのです。

夜逃げをするとき、一つ重要なことがあります。夜逃げをするとき住民票を動かしたら、逃げた先がすぐサラ金・クレジット業者に分かってしまいます。サラ金・クレジット業者は、アパートやマンションから多重債務者がいなくなったら、定期的に区役所や市役所から、多重債務者の住民票を取り寄せているのです。したがって、多重債務者が住民票を移動すれば、移動先が分かりますから、数週間後にサラ金・クレジット業者の取立てが始まるのです。だから、夜逃げをしている多重債務者は、住民票を移動しないで逃げているわけです。

そうすると、逃げた先で、多重債務者はあまり良い仕事を探すことができなくなります。それだけでなく、現在は経済不況で雇用情勢が悪化していますので、多重債務者は、パート、アルバイト、日雇いなどの不安定就労を余儀なくされま

す。

それから、住民票がないと健康保険に加入しにくくなりますので、病気をしたとき、医者にかかりにくくなります。そういう中で、夜逃げをした多重債務者の中には、ネットカフェで寝泊まりをしたり、路上生活を余儀なくされる人が出てくるわけです。

こういう多重債務者が、たくさん存在しているということが分かりましたので、これまで多重債務問題に取り組んだ弁護士や司法書士は、ボランティアグループがホームレスの炊き出しをやっている公園などに出かけて行って、2005年頃よりホームレスの無料法律相談活動を始めるようになるのです。

私もそういう活動に参加するようになりまして、そこで「NPO 法人もやい」というところで野宿者支援の活動をやっていた湯浅誠さんと出会うことになりました。

そして、貧困がどんどん拡大してきているのに、政治や社会は、貧困問題に目を向けていない、貧困問題をアピールして貧困問題の政治的・社会的解決を迫っていく運動が必要になっているのではないかということから、湯浅誠さんたちと、2007年10月に「反貧困ネットワーク」というネットワーク組織を立ち上げることになるわけです。

反貧困ネットワークには、ホームレス、多重債務者、障害者、シングルマザー、外国人労働者、非正規労働者、DV 被害者などの支援団体のメンバーや当事者が参加しています。それぞれ抱えている問題は異なりますが、共通しているのは、皆貧困で苦しんでいるということです。そういう人たちがつながって声を上げていく運動をつくったわけですね。

私が胸に付けているバッジは、愛称「ヒンキー」と呼ばれる反貧困ネットワークのシンボルバッジです。貧困を顕在化させる取り組みの中で、一番成功した取り組みは、2008年の暮れから2009年の初めにかけて取り組まれた「年越し派遣村」の取り組みです。

年越し派遣村のことは現在大学生の皆さんも4年くらい前のことですからご存じだと思います。リーマンショックの後、世界的な経済不況が深刻化して、製造業などで働いていた派遣労働者が、どんどん解雇されていったわけです。会社の寮とか社宅に入っていた派遣労働者は、解雇されたらそこを出ていかなければならなくなります。ところが、すぐに次の仕事が見つければ、また新たな寮とか社宅に入れるわけですが、次の仕事がなかなか見つからなかったのが、寮や社宅を追い出され、だんだん所持金がなくなった派遣労働者の中には、路上生活を余儀なくされる労働者が出てきたわけです。

ついこの前までは派遣労働者として働いていた人が、仕事を失った途端に、同

時に住まいも失ってしまったわけです。しかも、年末から年始にかけては、役所が開いていませんので、人によっては年を越せなくなる、生命の危険すらあるような人が大量に生み出されていたわけです。

そこで、“派遣切り”されて路上生活を余儀なくされている派遣労働者を支援しようと取り組まれたのが年越し派遣村の取り組みだったのです。日比谷公園にテント村をつくって、炊き出しや生活相談、労働相談、健康相談などの取り組みをやったわけです。

年越し派遣村には、505人の村民が入村してきました。村民の大半は所持金がほとんどないわけです。100円や200円を握りしめて入村してきたわけですね。

中には、タマネギ1個で公園の水道の水を飲んで3日間のいできた人とか、自殺未遂を図って警察官に保護され警察官に付き添われて派遣村に来た人とか、電車賃がないので茨城県や静岡県から歩いて派遣村に辿り着いたという人などもいました。こういうような人たちが505人も入村して来たのです。

一方で、そういう派遣村に辿り着いた人たちを支援しようというボランティアが、全国から1,692人も集まりました。私は、わが国にも温かい気持ちを持った人がこんなにもたくさんいるんだと、大変心強く思いました。年越し派遣村には、全国各地から多くの現金や食料、衣料品などの寄附が寄せられました。

貧困が広がる中で、反貧困ネットワークのほかにも貧困問題に取り組むような新たな組織が次々と結成されています。たとえば、「生活保護問題対策全国会議」「人間らしい労働と生活を求める連絡会議（生活底上げ会議）」「非正規労働者の権利実現全国会議」などです。

それから、2010年4月から私は日弁連の会長になりましたので、日弁連の中に、「貧困問題対策本部」を立ち上げて、日弁連における貧困問題に対する取り組みを強化しました。

5. 貧困の拡大とその要因

貧困は、人間の尊厳を奪い去り、ときには命さえも奪い去ります。貧困問題は、大きな社会問題であると同時に、重大な人権問題でもあります。

貧困問題に取り組む中で気がついたのは、日本は、経済大国でもありますけれど、大変貧困率が高い「貧困大国」でもあるということです。

貧困拡大の要因としては、わが国における社会保障制度の脆弱性と非正規労働者の増加による働く貧困層（ワーキングプア）の増加が考えられます。

わが国では1990年代以降、非正規労働者が増大し、現在では全労働者の3人に1人以上が非正規労働者となっています。また、年収200万円未満の低賃金労働者は1000万人を超えています。わが国の最低賃金の水準は、先進国の中でも最低

であり、いまだに6都道府県の最低賃金は生活保護水準以下となっています。

さらに、300万人近く存在する失業者の2割程度しか失業保険を受給しておらず、また年金だけでは生活できない高齢者が急増しています。

また、国民健康保険も20パーセント近くの世帯が保険料を滞納しており、長期間の滞納によって被保険者に資格証明書が交付されている世帯が30万世帯、短期保険証が交付されている世帯が128万世帯に上っています。この結果病気になっても病院に行けない“医療難民”が急増しています。このような貧困が広がった結果、わが国では14年連続で自殺者数が3万人を超えるという異常事態が続いているのです。

これまでは、家族（血縁）とか地域社会（地縁）とか、企業の福利厚生制度（社縁）が、脆弱な社会保障制度をカバーしてきた面があるのです。

現在は、家族が核家族化し、地域社会のつながりも弱くなり、企業も国際競争（グローバリゼーション）に対処するためと称して福利厚生費をカットするようになり、年功序列・終身雇用というわが国特有の雇用制度が崩壊して、正社員に替えて非正規社員を雇用するようになってきています。新自由主義的・市場原理主義的な国の政策は、血縁・地縁・社縁の崩壊にますます拍車をかけることになりました。

血縁・地縁・社縁が薄くなる中で、ますます日本の社会保障制度の脆弱さが、露わになってきているのです。

貧困問題の解決を期待された民主党政権の中で、貧困率が悪化してきているのです。特に子どもの貧困率の悪化が際立っています。資料の27に貧困率の悪化を報じた新聞記事があります。児童虐待件数が過去最高の5万5,152件になり、公立小中学校における就学援助児童が過去最高の155万1,083人になっていることに象徴されるように、子どもの貧困が拡大してきていることは大きな問題です。特に貧困家庭で育った子どもがまた貧困に陥る「貧困の連鎖」「貧困の固定化」が進行していることは、深刻な問題と受け止める必要があります。

さらに、昨年発生した東日本大震災・原発事故の中で、新たな貧困が生まれ出されるとともに、それまで貧困状態にあった人々を更に困難な状態に押しやっています。

このようにわが国では貧困が拡大してきているため、当然生活保護の受給者は増えるわけです。ところが、このところ、人気タレントのお母さんが生活保護を受給していたという報道を契機として、生活保護バッシング報道が過熱しています。

現在、生活保護受給者は210万人を突破して、過去最多となっています。ところが日本では、生活保護を利用できる人のうちの2、3割くらいしか生活保護を

利用していないのです。これを捕捉率と言うのですが、ヨーロッパの場合、捕捉率はだいたい7割から9割となっています。

さらに、日本は、全人口の1.6パーセントの人しか生活保護を利用していません。ところが、ドイツでは全人口の9.7パーセント（受給者数793万人）、イギリスでは全人口の9.3パーセント（受給者数574万人）、フランスでは全人口の5.7パーセント（受給者数372万人）が、生活保護を利用しています。

資料の23の新聞記事には、今年、2012年になって発生した札幌や東京・立川、埼玉などの「孤立死」「餓死」のことが報道されています。生活保護が受給できていれば、小さな子どもを含めて、こういう人々の命が救われていた可能性が高いのですが、生活保護の利用率・捕捉率があまりにも低いので「孤立死」や「餓死」が多発しているのです。

不正受給のことがよく問題になりますが、不正受給の割合は生活保護費全体の0.4パーセント以下であって、不正受給よりむしろ本来は生活保護を受けるべき人が受けていないことが問題なのです。生活保護は、ご承知の通り、憲法25条の生存権保障を具体化した制度です。

生活保護の利用率・捕捉率がまだまだ低いにもかかわらず、生活保護受給者が増えたといって生活保護に関するバッシング報道が過熱して、生活保護制度を改悪する動きが出て来ていることは、非常に問題があります。政府が今取り組まねばならないのは、生活保護制度の改悪ではなく、貧困の拡大をストップさせる政策です。貧困が拡大している現状で、生活保護費を削減したり、生活保護制度の利用を抑制する方向での改悪がなされれば、孤立死や餓死のさらなる増加を招くこととなります。

6. 現代の貧困の特徴—「関係の貧困」

単に経済的に貧しいだけでなく、貧困当事者が、社会的・人間的に孤立しているところに現代の貧困の特徴があると考えています。

先ほどお話ししましたように、年越し派遣村には505人の派遣労働者らが入村してきたのですが、こういう人たちは、帰るべき家庭がないのですね。地方に実家があっても、いろいろと不義理をしているために、実家に帰るに帰れない、実家に帰っても自分の居場所がない、そういう人が多かったです。

そして、親しい友人がいれば、それこそ友人のアパートやマンションに泊めてもらって、一時的に居候でもできるわけですけれど、そういう友人もいないのです。年越し派遣村に入村してきた人たちのようにたった一人ぼっちで社会的・人間的に孤立している人が増えているのが、現代の貧困の特徴かなと思っています。

きょうの資料の19ページに「樹海の看板、29人を救う」という新聞記事があります。

これは、先ほどお話しした青木ヶ原樹海に「借金の問題は必ず解決できます」という自殺防止の看板を設置したことに関する新聞記事です。

この記事で紹介されている千葉県で車の運転手として働いていた44歳の男性は、持病が悪化して会社を辞めざるを得なくなり、車の中で一時生活をしていました。サラ金から150万円くらいの借金もあり、生きる希望を失って、自殺を考えて、青木ヶ原樹海に入ります。そして、樹海を彷徨っている間に、右足の一部が壊死状態になり、最後は警察官に保護されて、神田にある多重債務者の「被害者の会」を紹介されるのです。

「被害者の会」は、多重債務者自身が、自分で借金の問題を解決しながら生活の再建を図るとともに、ほかの多重債務者を救済する活動を行っている団体で、現在47都道府県に88会結成されています。この「被害者の会」が中心となって青木ヶ原樹海に自殺防止の看板設置運動を行ってきたのです。

この男性を保護した警察官は、神田にある被害者の会を紹介して、自分のポケットマネーから神田までの電車賃を男性に渡すんです。この男性は、神田駅まで辿り着くのですが、駅のホームでばたっと倒れてしまいます。

そこで、被害者の会のメンバーが男性を助けに行き、救急車を呼んで、大田区の病院に入院させ、生活保護の申請をしてあげるので。

そして、現在問題になっていますが、生活保護は、医療費も支給されるのです。男性は壊死状態になった右足を手術して、リハビリをして、退院することになります。

この男性が青木ヶ原樹海から生還した頃は、私は、日弁連の多重債務対策本部の本部長代行をやっていました。画期的な改正貸金業法は成立したのですが、借金を抱えて苦しんでいる多重債務者が数百万人も存在しており、現存する多重債務者は法改正だけでは救われないので、多重債務者を1人残らず掘り起こして、救済しようという運動を展開していたのです。

日弁連の多重債務対策本部が、多重債務問題に関するシンポジウムを開催する計画を立てていたときに、この新聞記事を見ましたので、被害者の会を通じて、この男性に日弁連のシンポジウムで体験報告をしてもらえないかということをお願いしたのです。

多重債務を抱えて一度は死のうと思い青木ヶ原樹海に入ったが、樹海から生還したこの男性に、もう1度人生をやり直して生きていこうと思うというような話をしてもらったら、多重債務者の救済活動を行っている支援者や支援団体を元気づけ救済活動が更に広がるのではないかと思ったのです。

シンポジウム当日、この男性は、手術した右足を引きずりながら、壇上に上がり、とつとつと自分の体験を話し始めました。しかしながら、男性の話をする様子は、非常に暗いのです。

そして、最後にこの男性は、自分には今後どう生きるかについて四つの選択肢がありますと言うのです。私は、何を話し出すのかなと思い、身を乗り出して聞いていました。この男性は、一つ目は、仕事を見つけて普通の生活をする。二つ目はホームレスになる。三つ目は犯罪を犯す。四つ目はやっぱり自殺をする。この四つのうちどれを選択するのか、自分はまだ決まっていませんと言って話を終え、壇上を降りてしまうわけです。

会場はシーンとして、元気が出るどころじゃないんですね。私も当初の思惑が外れて、初めはあっけにと取られていたのですが、ただこの男性の話で貧困問題の深刻さが分かったような感じがしたのです。

普通に考えれば、一命を取り留めた上に生活保護を受給することができた結果、雨露しのぐ住まいが手に入り、三度三度の食事を取れるようになれば、よしこれから頑張って生きていこうという気になるものと思われるかもしれませんが。

しかし、彼には、帰る家庭がないんです。親しい友人もないわけです。たった一人ぼっちなのです。生活保護を受給することができ住まいを手に入れてご飯を食べられるようになったとしても、それだけでは前向きに生きていこうという気持ち、生き甲斐とか、希望とかは生まれてこないのだということが、そのときに分かりました。

それで、この男性のことが非常に気になっていたんですけど、数カ月後にヤミ金のシンポジウムが茨城県の古河市というところでありまして、私はそこで講演を頼まれていました。

ところが、シンポジウムの会場にこの男性が、被害者の会の人と来ていたんですね。シンポジウムの休憩時間にこの男性が被害者の会の人と話をしているのを見ると、笑顔が見えるわけです。

数カ月前は、日弁連の多重債務問題シンポジウムで、暗い感じで四つの選択肢があると述べていたのに、随分変わったなと思い、被害者の会の人にこの男性のことを訊いたのです。この男性はたった一人ぼっちで自分の部屋で食事をするのが、退屈でたまらなかったので、神田にある被害者の会の事務所に行ったら、皆忙しく相談活動をしているわけです。実は被害者の会で相談を担当している人の中には、自分自身も多重債務を抱えて、この男性と同じように1度は自殺を考えていた人もたくさんいるのです。

そういう人たちが、自分の借金を整理して生活を立て直しながら、他の多重債

務者の支援活動をやっているのです。

この男性は、被害者の会の事務所に行ったところ、相談担当者がみんな忙しそうに相談活動をしているので、自分はお茶を汲んだり、コピーを取ったりして相談担当者の手伝いをしている間に、被害者の会の相談担当者と親しくなるわけです。そして、ご飯も一緒に食べるようになります。たった一人で自分の部屋でご飯を食べるより、みんなで食べるほうがおいしいですね。それでだんだん仲良くなっていくわけです。

また、深刻な顔をして被害者の会に相談に来た多重債務者の話をこの男性が聞いてあげたら、話を聞いてあげただけで「ありがとう」と言われるわけです。話を聞いてあげるだけで人から感謝されるのです。

そういう経験は、彼はこれまでにしたことがなかったのです。自分でも人の役に立つことができる。しかも、なにも特別なことをしたわけではない。相談者の話を丁寧に聞いてあげただけなのに、です。

このような経験をする中で、この男性は被害者の会の事務所に入り浸りになるわけです。多重債務を抱えて、みんな1回は死のうと思った人が、それを克服して、他の多重債務者の支援活動をやっている人達の中に入って行くことで、この男性は「新しい友人」「新しい家族」を見つけることができたわけです。しかも多重債務者の支援活動の中で、自分でも人の役に立てることができんだということを実感することができたのです。こうしてこの男性は、生き方もだんだん前向きになっていったわけですね。

今はこの男性は、被害者の会の活動家になっています。この男性の話を通じて、経済的な貧困というのは、生活保護を受給することである程度解決したように見えるのですが、それだけでは人間というのは、前向きになれないのですね。やはり社会的・人間的な孤立の問題、「関係の貧困」という問題をどう解決するかということが、貧困問題を解決する上で重要な課題ではないかと、この男性のケースを通じて強く感じている次第です。

7. 法曹を目指す若い人に期待すること

最後に法曹を目指す若い人に期待することについてお話しします。

私自身は、自分は非常に要領の悪い人間なので、一時は、弁護士に向いていないのではないかと、弁護士をやめようかと思った人間です。でもこれまで弁護士をやってきて、私は弁護士をやってきてよかった、弁護士というのは非常にやり甲斐のある職業だと今は感じております。

弁護士法第1条は、弁護士の使命は、「基本的人権の擁護と社会正義の実現」であると定めています。私は、これは弁護士だけの使命ではなくて、裁判官や検

察官の使命でもあると考えています。

ところが、ご承知のように厚生労働省の元局長の郵便不正事件で、大阪地検特捜部の主任検事は、有罪を得ようとするがあまり証拠改竄をやってしまいます。無実の人の人権を守り有罪にしてはならないということも、本当は検察官の重要な使命なのに、そういうことを忘れてしまっているのですね。

それから数多くの原発訴訟で、2件だけ住民側勝訴の事件があるのですが、他は全部住民側が敗訴しています。住民側が勝訴した2件についても、控訴審や上告審で、住民側は敗訴することになります。最高裁は全部住民側を敗訴させています。

原発訴訟で最高裁が、国民の人権や命を守ることを重視して、1件でも住民側勝訴の判決を出していたら、今回の福島原発事故は防げていたかもしれないのです。

このようなことを考えたら、基本的人権を守ることは、弁護士だけじゃなくて、裁判官や検察官を含め法曹全体の使命と考えなければならないと思います。

次に、人権はどちらかといえば、強者であるとか、裕福な人は自分で守れるケースが多いのです。多重債務者や路上生活者、障がい者など社会的弱者といわれる人々は、自らの人権を守れない人が多いわけです。したがって、私は、基本的人権の擁護が弁護士の使命であるということは、弁護士は、社会的経済的弱者の味方にならなければいけないのだというふうに受け止めております。

このように考えれば、貧困と格差が拡大し続けている今の社会においては、法曹の役割はますます大きくなっていることがわかります。

特に現在、わが国の政治が非常に混迷しており、東日本大震災や原発事故の被災者や被害者の支援・救済はそっちのけで、政治家が政争に明け暮れています。こういう状況を見ますと、大変腹立たしい感じがします。そうであればあるほど、法曹がしっかりと国民・市民とりわけ社会的経済的弱者といわれる国民・市民の立場に立ち、本当に困っている人々に寄り添いながら、そういう人々の基本的人権を守っていくという役割を果たしていくことが、国民・市民から期待されています。

また、先ほどお話ししましたように、個々の多重債務者の救済だけではなくて、他の背後にいる何十万、何百万人の多重債務者の救済を考えれば、立法運動もやらなければならないわけです。市民とりわけ社会的経済的弱者の人権を守るために法律や制度を変える、これも法曹にとって重要な使命だと考えております。

ぜひ、こういうやり甲斐のある法曹の道を若い皆さんに目指していただきたいと思います。そして、私は、若い皆さんの活躍に日本の将来がかかっていると思

っております。

どうか頑張って下さい。

10分くらい超過しましたが、これで終わらせていただきます。どうも長時間、ありがとうございました。

○会場：（拍手）

（以上／1時間40分）